

# 飯田下伊那地域糖尿病療養指導士認定制度要綱

## 1 受験資格

次の(1)から(3)のすべての項目を満たしている者

- (1) 飯田下伊那地域に就労している看護師、准看護師、保健師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、あるいはこれらに準ずる医療従事者で特に飯田下伊那地域糖尿病療養指導士育成・認定委員会の許可を得た者
- (2) 2年以上、糖尿病患者又は境界型耐糖能異常の人に対して療養指導に携わった経験のある者（所属長の証明で可）
- (3) 飯田下伊那地域糖尿病療養指導士育成会が主催する育成研修会を、単年度に5回開催されるうち4回以上受講している者（ただし事情によって受験前年度の受講を有効にする場合がある。）

## 2 認定までの流れ

時 期	内 容
6月～7月	・ 育成研修会受講申込必要書類請求 ・ 事務局より書類を送付
7月末日	・ 育成研修会受講申込み・受講料 5,000 円振込み
9月～翌年1月	・ 育成研修会開催（毎月1回/日曜日） ・ スキルアップ研修会（年2回/日曜日）
12月末	・ 認定試験申込書類提出・受験料 2,000 円振込み ・ 更新申請書類提出
1月～2月	・ 書類審査
2月	・ 受験票郵送
3月	・ 認定試験（筆記試験）・更新審査結果通知 ・ 合否の通知・認定料 1,000 円振込み ・ 認定証、認定書、認定バッジの交付

## 3 育成研修会

- (1) 受講希望者は、「受講申込必要書類請求書」と「角形2号封筒」（表に自分の住所・氏名を記入し、切手140円）を添えて事務局に請求する。事務局より必要書類を送付する。
- (2) 7月末日までに受講に必要な書類の提出と受講料5,000円（日本糖尿病療養指導士有資格者は2,500円）を指定の口座に振込む  
(入金後はいかなる場合においても返金しません。)
- (3) 初回受講時に研修会受講証明票を配布。以降、受講時に持参する。
- (4) 日本糖尿病療養指導士有資格者はこの育成研修会にて日本糖尿病療養指導士の更新単位（第2群、又は第1群）が取得できる。

## 4 認定試験に必要な書類等（提出期限は12月末）

- (1) 共通

- ・官製はがき 1 枚（表に自分の住所・氏名を記入）
- ・糖尿病療養指導業務に従事した証明書（所属長の証明で可）（様式 4）
- ・糖尿病療養指導自験例の記録（5 症例分のレポート）（様式 5）
- ・研修会受講証明票受講済印のあるもの）のコピー
- ・医療職免許証のコピー

(2) 日本糖尿病療養指導士有資格者

- ・飯田下伊那地域糖尿病療養指導士認定申請書（様式 3）

(3) 日本糖尿病療養指導士でない者

- ・飯田下伊那地域糖尿病療養指導士受験申込書（様式 2）

- ・12 月末までに受験料 2,000 円を指定の口座に振込む

（入金後はいかなる場合においても返金しません。）

5 認定

症例レポートの審査と筆記試験により認定する。筆記試験は問題数の 6 割以上の正解をもって認定とする。ただし、日本糖尿病療養指導士有資格者は筆記試験を免除。

6 資格授与

飯田下伊那地域糖尿病療養指導士認定試験に合格した者、日本糖尿病療養指導士有資格者で飯田下伊那地域糖尿病療養指導士に認定された者及び資格更新申請をして資格更新認定された者は認定料 1,000 円を指定の口座に振込む。入金確認後、認定証等を送付。

7 資格更新

(1) 飯田下伊那地域糖尿病療養指導士の資格は 5 年ごとに更新（認定更新申請書類を提出）しなければならない。原則、資格取得後 5 年を過ぎて更新しない場合は資格を失う。

(2) 飯田下伊那地域糖尿病療養指導士の更新要件は以下の 3 点（書類の提出期限は資格取得後 5 年目の 12 月末）

ア 資格取得後 5 年間のうち最低 2 年間は飯田下伊那地域の糖尿病療養指導に従事していること

- ・糖尿病療養指導に従事した証明書の提出（様式 4、所属長の証明で可）

イ 飯田下伊那地域糖尿病療養指導士育成会が主催するスキルアップ研修会に 5 年間で 4 回以上参加していること

- ・研修会当日に受講料 500 円を支払う
- ・受講証明票のコピーの提出
- ・長野県糖尿病療養指導士会開催行事、日本糖尿病協会療養指導学術集会に参加した場合は、1 回に限り研修会に参加したことに換えることができる。

ウ 5 年間で 5 症例分の糖尿病療養指導自験例の記録（様式 5）及び自分がこの飯田下伊那地域のために行った活動のレポートの提出（任意様式）

8 認定期間延長申請

(1) 特別な事情があり認定更新の条件を満たせない場合は、認定期間延長の申請（認定更新延長申請書を提出）ができます。（特別な事情を証明できる書類を添えて提出する。）

特別な事情：①出産、育児、介護休暇 ②病気などによる休職 ③異動、進学

④国内外留学、長期出張 ⑤離職中

⑥その他（特別な事情として会長が認めた場合）

(2) 延長期間は1年間です。翌年度にあらためて認定更新または認定期間延長の申請をしてください。認定期間延長申請は、一認定期間に2回まで認められます。

(延長期間は、最長2年まで)

9 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

事務局 〒395-8502 飯田市八幡町438番地  
飯田市立病院地域医療連携係  
電話：0265-21-1255（内2237） Fax：0265-21-1229（直通）

振込口座 みなみ信州農業協同組合 伊賀良支所  
普通 0013573  
名義 飯田下伊那地域糖尿病療養指導士育成会